

第5節 教育

第1、はじめに

1、教育における差別の禁止

障害者権利条約は「教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階のインクルーシブ教育制度及び生涯学習を確保する(第24条第1項)」としている^{*1}。

このように教育について、条約上「この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現する」ためにインクルーシブ教育制度が確保されなければならないとしており、教育の分野において差別が禁止されることが前提とされていることに留意しなければならない。

2、一般教育制度からの排除等の禁止

その前提に立って、同条2項は、次のことを確保するとして、

- 1) 一般教育制度^{*2}から排除されないこと、
- 2) 自己の生活する地域社会において、初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること、
- 3) 合理的配慮が提供されること、
- 4) 必要な支援を一般教育制度の下で受けること、
- 5) 完全なインクルージョンという目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること

の5項目をインクルーシブ教育制度の在り方として規定し、さらに同条3項は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、最も適切な言語、コミュニケーションの形態及び手段による盲人、ろう者又は盲ろう者に対する教育等を締約国が確保するとしている。

第2、分離・排除から統合教育へ、そしてインクルーシブ教育

1、統合教育

障害者の統合教育に向けた先駆的な法制度として、アメリカの全障害児教育法

*1 外務省の仮訳文では「inclusive education system」を「障害者を包容する教育制度」といった言葉で表現しているが、以下、ここでは「インクルーシブ教育制度」を訳語として使用する。

*2 外務省の仮訳文では「the general education system」を「教育制度一般」と訳しているが、以下、ここでは原語そのままに、特別教育制度に対する「一般教育制度」を訳語として使用する。なお、この点に関する文部科学省の「general education system (教育制度一般)の解釈について」は、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1299375.htm を参照。

(現在は、障害をもつ個人の教育法 The Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004) を挙げることができる。こその中法律には、

「公立や私立の教育機関、その他介護施設にいる障害のあるをもつ子どもたちを含めて、障害のあるをもつ子どもたちが、最大限適切であるように、障害のをもたない子どもたちと一緒に教育される。特殊学級、分離による学校教育、又はその他通常の教育環境から障害のあるをもつ子どもたちを移動することは、追加される援助やサービスの利用をもってしても、子どものその障害の性質や程度によって、教育目的を達成しえない場合に限定される (20USC § 1412)」

という規定が設けられている。

ここでは、限りなく統合された環境での教育が求められたので、統合教育という言葉で象徴されるが、世界の教育界では次第に障害者だけではなく、万人のための教育という視点から、インクルーシブ教育という考え方に発展していった。

2、ユネスコ「サラマンカ宣言」

インクルーシブ教育という考え方を、はじ初めて、国際的に認知したユネスコの「サラマンカ宣言」(1994年)では、通常学級以外に就学する場合の要件として、

「特殊学校—もしくは学校内に常設の特殊学級やセクション—に子どもを措置することは、通常の学級内での教育では子どもの教育的ニーズや社会的ニーズに応ずることができない、もしくは、子どもの福祉や他の子どもたちの福祉にとってそれが必要であることが明白に示されている、まれなケースだけに勧められる、例外であるべきである。」^{*3}

ことが示さされている。

3、インクルーシブ教育

障害者権利条約にあるインクルーシブ教育システムは、上記のような経過を踏まえたものであるため、特別学校における教育は原則としてインクルーシブ教育とは言いえないことを前提として議論がなされた。

4、日本における原則分離の教育

一方、我が国は、障害の種類と程度によって定められた基準に該当する場合には、原則として特別支援学校に就学先を決定する仕組みになっていることから、少なくとも、先に述べた障害者権利条約第24条の第1項及び2項に抵触している

*3 UNESCO. The Salamanca Statement and Framework for Action on Special Needs Education. 1994.
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所訳)

と言いわざるを得ない状況である。そこで、本法においても、この条約を踏まえて、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第3、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

1) 入学の拒否、条件の付与

教育の分野においては、子どもに障害があるためとして地域の小学校への入学が認められず兄弟姉妹とは異なる学校に通うことわかれわかれになるといった事例、保護者が一日中教室に付き添わなければ入学を認めないとされた事例、他の児童生徒に介助を求めない等の確認書に捺印しなければ就学通知を出さないとされた事例等など、障害のある子どもの入学を巡る事案は多数存在する。

2) 授業や学校行事への参加制限

地域の学校に入学はできたものの、障害を理由に、~~たと~~例えば、希望しない特別支援学級に籍を置かれたり、プールに他の児童、生徒と一緒に入れなかったり、調理実習、運動会は見学するだけであったりなど、特定の授業に参加できないとされた事例、遠足に保護者が同行しないと参加できなかったり、参加できたとしても見学コースと一緒に行けかずにバスで待機しなければならないといった事例、さらには保護者の同行なしには修学旅行には連れて行ってもらえないといった事例もある。

したがって、教育の分野において差別が禁止されるべき事項は、入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事への参加等など、教育に関するすべ全ての事項である。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

教育分野において、差別をしてはならないとされる相手方としては、学校教育法第1条に定められている学校、すなわち、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校及びその設置者（同法第2条）である。また、同世代の子どもたちを対象とした保育所及びその設置者も本節における相手方となる。

なお、教育機関ではあるが上記に該当しない設置者により設置された幼稚園、~~認定子ども園、専修学校、各種学校、職業訓練校、予備校、私塾、また又は、~~教育機関には位置付けられないが同世代の子どもたちを対象とした児童館~~保育園~~について、本法における【教育】の分野の対象とするか、【役務】~~【雇用】~~の分野で対応するのか、整理が必要である。

第4、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

先に述べたとおり、教育の分野においては、全ての教育段階において、入学、学級編成、転学、除籍、復学、卒業に加え、授業、課外授業、学校行事への参加に関して、障害又は障害に関連した事由を理由とする区別、排除また又は制限その他の異なる取扱いは、不均等待遇として禁止されるべきである。

ただ、人生の岐路にあってその選択に責任を持てるのは、本人もしくは本人に最ももつとも身近な関係者であるべきであるので、特に入学、転学教育の分野においては、本人や保護者が望むまない場合はを不均等待遇の前提とすべきではないある。

したがって、例たとえば、義務教育である小中学校への入学、転学に関する不均等待遇とはもて言えば、障害者又または保護者が特別支援学校等の教育機関への入学を求める場合を除くたにもかかわらず、障害を理由にした入学等の拒否を意味することになる。することは、不均等待遇として差別に該当することになる。障害者又は保護者が特別支援学校への入学を希望する場合もあるが、これは不均等待遇には当たらない。

2、不均等待遇を正当化する事由

総則で述べたとおり、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないとされる場合には、不均等待遇を正当化する事由があるとして、差別の例外となる。

もっとも、教育の分野において、当該取扱いがやむを得ないと言いえるためには、学校及び学校設置者等が合理的配慮を尽くしても障害者の教育目的を達成しえない場合でなければならない。

それは、先にの述べた「障害をもつ個人の教育法」にあるように「追加される援助やサービスの利用をもってしても、子どものその障害の性質や程度によって、教育目的を達成しえない場合」、あるいは、サラマンカ宣言にあるように「通常の学級内での教育では子どもの教育的ニーズや社会的ニーズに応ずることができない、もしくは、子どもの福祉や他の子どもたちの福祉にとってそれが必要であることが明白に示されている」場合だけに限定されている趣旨と同じである。

第5、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

合理的配慮の不提供が差別として禁止されるものであり、過度の負担が生じる

場合にはその不提供に正当化事由があるとして差別禁止の例外となることについては、総則において述べたとおりである。

2、この分野で求められる合理的配慮の内容

合理的配慮は、その状況に応じて個別に判断されるものではあるが、教育の分野に求められる合理的配慮としては、障害者が、授業や課外活動等の教育活動に完全に参加するために教育方法や内容を変更したり、調整したりすることが求められる。~~たと~~例えば、

1) 授業等に関して、

- ~~A 1)~~ 障害特性に適応した情報伝達手段を用いた授業
- ~~B 2)~~ 障害特性に適応できる態様の授業
- ~~C 3)~~ 障害特性に応じて利用可能な形態の教科書、教材の提供
- ~~D 4)~~ 利用可能な物理的環境の提供
- ~~E 5)~~ 必要な人員の配置
- ~~F 6)~~ その他必要な変更及び調整

~~等~~などをあげることができる。

特に、~~A 1)~~ については、点字や~~拡大文字による~~教科書及びデジタル教科書等の個々の障害に応じた教科書や教材の提供がある。また、手話での教授や手話通訳者又は要約筆記者の配置等もこれに含まれる。また、~~2)~~ は知的障害や発達障害のある児童、生徒及び学生について、B) として授業の内容をわかりやすく構造化して示すことやしたり、使いやすい教材の工夫、D) としてクラスメイトからの刺激や騒音など環境に苦痛を生じることを避けるための場所的な環境の提供が求められる。

2) 入学試験・定期試験に関して

義務教育とは異なり、高校、大学又は大学院等への入学は、試験により入学者が決定されることになるが、以上のほか、試験においては、試験の方法等が障害の特性に配慮されていないことにより、学力自体の適正な判定ができない場合もある。

そこで、~~では、点字試験を行う、試験時間をの延長するをしたり、~~筆記が難しい場合には解答欄を大きくする、パソコンで試験を受けられるようにする等、適正に学力判定ができるよう必要な合理的配慮がなされなければならない必要になる。また、これらは、定期試験においても同様である。特に、入学試験については、個別の障害に応じて合理的配慮が提供されるべきである。

3) 保護者への合理的配慮

なお、教育における合理的配慮は、障害者本人に提供されるものだけではな

く、保護者に障害がある場合も含むべきである。とりわけ、子どもの授業参観や学校行事に参加できないことがあれば、その子どもに対して教育的な影響があるからである。

3、合理的配慮の不提供を正当化する事由

合理的配慮を提供することが過度の負担であると認められる場合、これを提供しないことに正当化事由があることになり、差別の例外に当たることになる。

しかし、その際、特に義務教育においては、そもそも、その条件整備はこれを提供する側の責務であること、合理的配慮がなければ、実質的に誰でも保障される義務教育の機会が十分に保障されないことに鑑みると、その例外は極めて限定的である必要がある。

また、義務教育に関して、私立学校については私学助成として公的な助成が行われており、過度な負担であるかどうかについての判断は、これを踏まえたものであるべきである。

第6、その他の留意事項

1、合理的配慮の実現のプロセス

合理的配慮の実現に関しては、学校設置者が、障害者~~また~~又は保護者の求めに応じて、必要な変更や調整を行う義務を負うことになるが、具体的には、関係者による話し合いを経て、その内容を決定するのが妥当である。

2、内部的紛争解決の仕組み

教育行政の現状においては、司法救済や行政不服審査制度以外の救済の仕組みがないため、障害者及び保護者と学校及び学校設置者と意見が一致しない場合~~は~~、調整するための機関は設けられていない。

意見が一致しない場合でも、継続的な信頼関係を基礎とする教育現場において、まずは、内部的な解決が望まれるが、障害者及び保護者が学校に対し対等な立場で意見を述べる事が困難であるという点に鑑みると、障害者及び保護者の立場を支援する第三者のが参加を得ながら意見の調整が図られる仕組みが必要である。なお、その場合においても、第3章の紛争解決の仕組みを利用することができるものとすべきである。

3、高校進学

高等学校への進学率~~が~~は98.1%であると言われて~~お~~り、実態的に義務教育と同様になっていることからすると、知的障害者も高校におけるその教育の機会をが保障するため、されるべきである。定員を満たしていない高校への入学を認める

~~なども存在している現状を考慮すると、~~障害者、特に知的障害者や発達障害者の
高校進学をどう確保していくかについて、地方公共団体における先行的な
取組を踏まえ、政府において検討し、必要な措置を取ることが求められる。

4、通学支援

通学時の移動支援は、学校やその設置者がなすべき合理的配慮であるのか、行政による福祉サービスであるのかについては、障害者が教育を受ける上で不可欠な支援であることから、政府において引き続き検討することが求められる。

第6節 雇用

第1、はじめに

雇用の分野の差別に関して、障害者権利条約は、締約国に対して、「あらゆる形態の雇用に係る~~すべ~~全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害を理由とする差別を禁止すること~~を~~を求めている。また、~~す~~で既に障害分野の差別を禁止する国内法を有している諸外国において、雇用の分野に言及していない立法例はないと思われる。

これは、雇用が障害者の自立や社会参加にとって極めて重要な分野であるにも~~か~~か関わらず、世界的にこの分野に多くの差別的取扱いが存在しているからに他ならない。本法においても、障害者の自立と社会参加を実現する~~う~~え~~上~~で、雇用分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

雇用の分野においては、障害者は障害があるというだけで採用されない、給料が他の従業員より少ない、昇進できない、あるいは、退職を強要される等の扱いを受けることがある。このような事項を挙げると、以下のようにいわば、入~~口~~から出口まで広範囲に及ぶ。

募集~~及び~~採用の~~機会~~、賃金、労働時間、配置、教育訓練研修、昇進、昇格、降格、福利厚生、職種及び雇用形態の変更、労働契約の更新、退職の勧奨、定年、解雇、~~整理解雇~~、再雇用、その他の労働条件

こうした現状を改め、障害者が、他の者との~~の~~平等に社会参加をするためには、これらの~~すべ~~全ての事項における差別の禁止が求められる。

以上のことから、差別が禁止される事項には、募集、採用から解雇、退職、再雇用に至るまで雇用に関わる~~すべ~~全ての事項を含めることが求められる。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

この分野において、差別禁止が求められるのは、雇用分野における契約の相手方である事業主である。これに関し、労働基準法のように事業主のために行為をする者（使用者）まで相手方の範囲を広げるべきかについては検討を要する。

なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、派遣元と雇用契約を結び、派遣先の指揮命令の下で働くことになる。そうした場合、派遣元であれ、派遣先であれ、いずれの場面においても、不均等待遇や合理的配慮の不提供という障害に基づく

差別に該当する行為を受ける可能性があり、いずれの事業主も含むものと解するのが妥当である。したがって、いずれの領域で発生した事案であるのか、その事案に権限と責務を有する者がいずれの側であるのか等について詳細に検討することが求められる。

3、福祉的就労

福祉的就労については障がい者制度改革推進会議等でも、労働の実態がある場合にも労働法が適用されないという指摘がなされている。したがって、少なくとも、福祉的就労のうち、いわゆる就労継続支援A型事業で働く障害者はもちろんのこと、就労継続支援B型事業で働く障害者であっても実体として労働者性が認められる場合には、本節法の対象とすべきである。なお、労働者性が認められない福祉的就労については、第3節の【役務】の提供で扱われる。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

不均等待遇について総則で述べたことが、この分野でも適用されるべきである。したがって、本法において、先に述べた雇用に関わる全ての事項に関して、障害~~又は及び~~障害に関連する事由を理由とする不均等待遇が禁止されることを明記すべきである。

2、不均等待遇と労働能力

雇用に関しては、障害の有無にかか~~り~~関わらず、職務遂行能力が問われる。このことが前提となる雇用分野については、例えば、アメリカのADAが新規採用の拡大につながるものではなかったといった批判がなされたり、~~逆に~~このことが、割当雇用制度の存在価値が強調されるゆえんともなっている。＝

そこで、不均等待遇と労働能力の関係について、特に採用の場面で、整理する必要がある~~であろう~~。

その際、まず前提として、雇用された障害者が、自ら、障害があることを明らかにしてにより、職務遂行能力を発揮するに当たって必要な合理的配慮を事業主に求めた場合、事業主はそれが必要かつ適切で、過度の負担にならない限りは、当該合理的配慮を提供しなければならない。

その上で、障害者が採用選考において、対象となる当該職務の遂行に必要なとされる本質的な能力がないことを、これが理由として採用が拒否されたとしても場合、他の障害のない応募者に対して、そういった同じ能力判断がなされる限りのためから、障害者が職務に必要な本質的な労働能力がないことを理由とする採用拒否されても、他と異なる取扱いをされたということにはならないで

あろう。

また、~~職務の遂行本質的に必要とされている~~本質的な能力を備えている場合であっても、50人の採用に100人の応募があり、応募した障害者の成績が51番目であるという理由で採用されない場合、競争試験の結果であるから、これについても、他と異なる取扱いとは言えないであろう。むしろ、これらの能力の判定は、その前提として試験等の方法や実施に際して合理的配慮が提供される等、適正なものでなければならない。

次に、~~例えば、競争試験で一次試験は合格したとしても、面接等がある場合、~~そもそも採用に関しては、法律その他による特別の制限がない限り、事業主に採用の自由があるとされている（三菱樹脂事件最高裁判決）~~が、この採用の自由を全く無制約のものと捉えれば、一般的な採用選考判断基準である応募者の能力及び資質の有無等職務に対する意欲や考え方、職務との関係で必要とされる職務適性などの要素のほか他に、障害という属性を採否の判断基準要素に組み入れることも許されることになる。~~

しかし、~~採用職種との関係で障害がその職務遂行に必要とされるの本質的な能力に何ら影響を与えず、あるいは、影響があったとしても、~~前述のように合理的配慮を行えば、~~当該能力が発揮できるという職務の本質に影響を与えず、職務に必要な適性があるような場合にまでも、これが許されるとなると、~~障害者は障害があるというだけで、働く機会を奪われるという結果を甘受しなければならなくなる。

したがって、~~一般論としては、面接等で一般的な採用選考のに障害の有無にかかわらず採否の判断基準であるとされる応募者の能力や資質の有無等職務に対する意欲や考え方、職務との関係で必要とされる職務適性などの要素だけで判断されれば、採用されてしかるべきであったところ、障害があるということによってだけで採用拒否されたという言える場合には、不均等待遇に該当することになると言わざるを得ない。こうした場合を不均等待遇として禁止することは、法律による制限として、先の最高裁判決にも矛盾しない。ものと思われる。~~

~~ただ、職務内容を特定しない募集が多いが、このような場合であっても、一方で障害のない人に果たして何処までの職務適性を求めているのか、他方で、障害の存在がどの程度、その実質的に求められる職務適性の程度に影響を及ぼすものであるのか、合理的配慮の提供も踏まえた上で、実質的な判断がなされなければならないであろう。~~

3、不均等待遇を正当化する事由

以上の例は、採用を巡って、そもそも不均等待遇に該当するのかといった問題であるが、不均等待遇に該当した場合においても、総則で述べたように、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に

照らして当該取扱いがやむを得ないとされる正当化事由がある場合においては、不均等待遇の例外として許容されることになる。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

合理的配慮の不提供が差別として禁止されるものであり、事業主に合理的配慮の提供義務が発生すること、過度の負担が生じる場合にはその不提供に正当化事由があるとして差別禁止の例外となることについては、総則において述べたとおりである。この点は、障害者権利条約を批准するうえでも必要である。なぜなら、障害者権利条約は合理的配慮をしないことも差別であるとしたうえで、職場における差別を明示的に禁止しているからである。

2、事業主の合理的配慮義務についての公的支援と過度の負担

厚生労働省の「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」では、合理的配慮に係る経済負担の調整や助成について検討がなされているが、仮にこのような助成を受けた事業主が障害のある労働者から合理的配慮の提供を求められた場合に、助成を受けてもなお過度の負担であることを主張できるのかどうか、差別禁止の観点から検討が必要である。

そもそも、合理的配慮は過度の負担が生じる場合を除いて、相手方の負担を伴うことが前提となっているのであるから、過度な負担の軽減を目的とする場合はもちろんのこと、過度な負担とは言いえない費用についての助成を目的とする場合においても、助成の目的が合理的配慮を行うことにある以上、助成を受けたことは過度の負担であるかどうかの判断にあ当たって、~~消極の~~考慮すべき要素の一つとなるになるであろう。

3、合理的配慮とガイドライン

合理的配慮は個別具体性が高い反面、法律の文言は一定程度抽象的であることを避けられない。そこで、事業主や障害のある労働者にも分かり易やすい具体例をともな伴うガイドラインが必要になり、この分野における関係当事者である労働者側の委員、使用者側の委員、障害者側の委員、公益委員の参画の下で、政府においてこれを策定することが求められる。

第5、その他の留意事項

1、合理的配慮の実現に向けた事業所内部における仕組み

雇用の場における合理的配慮が迅速に実現するためには、事業所の内部に実現に向けた仕組みが用意されておくことが望ましく、この仕組みの在り方について

は、「~~第3章簡易迅速な裁判外紛争解決の仕組み~~」で述べている~~た~~ことも含め、上記の枠組みのもと~~下~~で政府において引き続き検討することが求められる。

2、紛争解決

障害のある労働者が職場で差別を受けた場合の解決の在り方には、以下の3つが考えられる。

- 1) 職場内の相談機関等を通じての自主的解決
- 2) 既存のADR（行政型裁判外紛争解決制度）による解決
- 3) 司法による判断

このうち、1)、2)については、「~~第3章簡易迅速な裁判外紛争解決の仕組み~~」で述べている~~た~~ことも含め、上記の枠組みのもと~~下~~で政府において引き続き検討されることが求められる。なお、本法による~~横断的な~~解決の仕組みも選択可能とすべきであるが、それらを通じても問題が解決しない場合には、本法に基づき3)に向かうことになる。

3、通勤支援等

通勤時の移動支援や職場内での身体介助が事業主のなすべき合理的配慮であるのか、行政による福祉サービスであるのかについては、障害のある労働者に~~と~~っては、働く上で不可欠な支援であることから、政府において引き続き検討することが求められる。

4、公務員

国家公務員~~また又~~は地方公務員は、法律により民間とは異なる取扱いがなされているが、ともに、本節の適用において民間における労働者と同等の取扱いがなされるべきである。

第7節 国家資格等

第1、はじめに

障害者権利条約は、~~国また~~又は地方公共団体が認定し、一定の行為を許可する国家資格や地方~~公共団~~自治体だけで通用する資格（以下、「国家資格等」という。）について、明文では言及していない。

しかし、国家資格等の認定が行政によりなされるものであり、行政による差別的行為は当然禁止されてしかるべきであること、国家資格等は生活の多方面にわたっており、地域社会で生活する上で、極めて重要な要素となっていること、障害者権利条約が「締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」としていること~~等~~などを踏まえると、国家資格等における差別についても、あらゆる分野を対象とする総則における差別禁止規定の適用が想定されるところである。

~~本法においても、~~このように国家資格等が有する生活上の重要性に鑑みると、本法において~~も、~~この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

国家資格等において差別が禁止される対象事項は、資格試験そのものだけではなく、資格試験に関する案内、受付手続き、受験資格、合格発表~~等~~など、資格試験及びその手続きに関する行為である。

なお、この一連の行為に付随して、事前、事後の研修や教習の問題があるが、これについては、その他の留意事項の項で述べる。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

この分野の相手方は、資格試験を募集・管理し、資格認定の権限を有する~~国また~~又は地方~~公共団~~自治体の担当部局であるが、~~社会福祉士車両の運転免許~~等などのように資格試験が民間事業者~~に委託されている場合には、当該民間事業者もこの分野における相手方となる。~~

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

この分野で求められる不均等待遇の内容は、先に述べたように、資格試験その

ものだけではなく、資格試験に関する案内、受付手続き、受験資格、合格発表等~~など~~における障害又は障害に関連した事由を理由とする差別、排除~~また~~又は制限その他の異なる取扱いであり、差別としてこれを禁止することが求められる。なかでも、資格試験の内容は、障害があることにより資格取得に当たって求められる本質的な能力以外の要素で不利益につながるものであってはならない。

2、欠格条項

この中で、受験資格（~~のみならず~~、合格の資格も含む）については法律上一定の欠格事由が定められている場合があるが、この欠格事由の中にはは障害そのものやこれに関連する事由が規定されている場合がある。いわゆる欠格条項と呼ばれている問題である。

この障害者に係る欠格条項とは、資格・免許制度等において障害~~また~~又は障害に関連する事由を理由に資格・免許等の付与を制限したり、障害者に特定の業務への従事やサービスの利用等を制限・禁止する法令上の諸規定を指している。

これに関する政府の取組~~み~~として、障害者基本法の制定（平成5年）に伴う「障害者施策に関する新長期計画」の中で、「資格制限等による制度的な障壁」として「障害者に係る欠格条項」が取り上げられ、それを踏まえて「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日 障害者施策推進本部）の「具体的対処方針」が示されている。その結果、63制度（当時）の法令上の欠格条項が見直され、「資格を与えない」とする絶対的欠格から「資格を与えないことがある」とする相対的欠格事由に改正された。

しかし、見直し後の資格取得に係る現行の法令（法律本則、政省令、規則、基準、運用マニュアル~~等~~~~など~~）における規定（相対的欠格事由）が、~~に基づ~~その解釈と運用においては、実質的には「絶対的欠格事由」に類似した取扱いが行われることが可能性も懸念される、又は、とか、長年、欠格事由が存在してきたために、一定の見直しが進められてきた今も、試験を受けることや資格を取得しようとする以前に、障害者が参画しやすく自分の力を発揮しやすい環境には、ほど遠い現状があるとの~~いった~~指摘がある~~な~~されている。

こうした~~かかる~~指摘を踏まえ、政府においては、さらに引き続きこの問題を検討すべきであるが、この点については、国等の責務の項で述べたとおりである。

従~~したが~~って、本法が法令上の欠格条項の在り方自体について直接言及する~~と~~~~いった~~ことにはならないが、欠格条項の解釈運用~~等~~によりの結果、個々の事案において不均等待遇~~と~~~~いった~~結果を生じた~~とな~~った場合には、後に述べる不均等待遇を正当化する事由の存否を含め、本法の適用があり得る~~こと~~~~になる~~。

3、不均等待遇を正当化する事由

この分野における不均等待遇における正当化事由も、総則で述べたとおり、当

該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないとされる場合を指すが、先に述べた欠格事由に関連して次の点について触れておくことが必要である。

すなわち、国家資格等の試験は、一定の能力と知識の有無を判定するものであるが、そういった能力判定のほかに、当該国家資格等を設けた趣旨から、一定の事由がある場合にこれに該当する者を除外する事由、すなわち、欠格事由を設けている場合がある。

問題は、この欠格事由の存在が当該国家資格等を設けた趣旨や目的に実質上どのような影響があるのかである。~~そこで、個々の事案では、まずは、当該欠格事由が設けられた趣旨や目的の正当性を吟味することが必要となる。そして、その上で、当該事案において、その欠格事由の存在が実質的に見て、当該欠格事由に該当する者を除外しなければ、その趣旨、目的を達し得ないかどうかその者が業務の本質的部分を遂行できるかどうか、その者を欠格事由によって除外しなければ、その国家資格等の趣旨や目的を達し得ないか、~~という観点から、それがやむを得ない場合といえるかどうか判断されなければならないことになる。

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

合理的配慮の不提供が差別として禁止されるものであり、過度の負担が生じる場合にはその不提供に正当化事由があるとして差別禁止の例外となることについては、総則において述べたとおりである。

2、この分野で求められる合理的配慮の内容

国家資格等において差別が禁止される対象事項は、先に述べたように、資格試験そのものだけでなく、資格試験に関する案内、受付手続き、受験資格、試験の実施方法、合格発表等など、資格試験及びその手続きに関する行為であるので、合理的配慮もこれらに関して求められることになる。

特に、資格取得の判定は資格に必要な一定の能力の有無を確認するものであるが、試験の方法や態様が障害の特性を考慮しないことで、本来有している能力が正当に判定されない場合がある。

~~従したがって、たとえ~~例えば、これらの手続きにおける情報に関しては、が障害者にも適切に伝達できるような方法や態様においてなされることなければならないも、試験会場等への物理的アクセスに関しては、物理的障壁を除去する手段、方法のが確保される必要があるだけでなく、試験そのものに関しては、おいても適切性に能力が反映されるための手段、方法等の合理的配慮が求められる。

3、この分野で求められる合理的配慮の具体例

~~この点に関し~~、政府は「資格取得試験等における障害の態様に応じた共通的な~~の~~配慮について」(平成17年11月9日障害者施策推進課長会議決定)において、国が直接実施する資格取得試験等における~~いて~~、共通的に対応すべき主な配慮項目として「試験における配慮」「試験案内及び申請書等における配慮」を取り上げ、下記のような具体例を示している。

1) 試験における配慮

- A) 問題用紙及び解答用紙に関する配慮
- B) 器具等の使用に関する配慮
- C) 移動に関する配慮(試験室までの介助者の同伴)
- D) 情報伝達に関する配慮
- E) その他(試験時間中の糖質類等の補食及び服薬等)

2) 試験案内及び申請書等における配慮

- A) 試験案内における配慮(冊子又はホームページ等)
- B) 申請書等における配慮

これらの具体例のほか~~他~~、~~たと~~例えば、点字受験における~~の~~時間延長である~~と~~か、中途失明者のニーズに対応した音声読み上げパソコン~~の~~を使用~~等~~した受験である~~と~~か、本人の障害によるニーズや実情を踏まえ~~た~~て個別に柔軟な配慮をすることが求められる。

4、合理的配慮の不提供を正当化する事由

この分野においても、過度な負担がある場合には、合理的配慮の不提供に正当化事由が認められ差別とされない~~場合がある~~。

~~この分野~~では、試験の実施に関して経済的な面での過度の負担~~といったこと~~は考えにくいと思われるが、~~問題は~~知識や能力~~を~~の判定~~するために実施する~~という試験に求められるその本質を~~損なう~~害する~~ような形態の合理的配慮の場合には~~、提供しないことを正当化する事由がある~~ということになるであろう~~。

第5、その他の留意事項

1、国家資格等の取得に関わる養成、教習、研修等

国家資格等の取得を目的とする教習所、大学等の各種養成機関での差別的取扱いや民間事業所における研修や実習を経た上で免許が交付される場合の民間事業者における差別的取扱いの問題は、国家資格等を付与する機関の行為ではない。そこで、本法では、【教育】~~また~~又は【役務】の課題として検討されることにはなるが、国家資格等~~等~~を取得する上で、重要な役割を果たしていることに留意され

なければならない。

2、入学試験、就職試験、その他の試験

試験においては、知識と能力等の判定が行われるが、先に述べたように、試験の方法や態様が障害の特性を考慮しないことで、本来有している能力が正当に判定されない場合がある。

こうしたことは何も、国家資格等のための試験に限らないのであるから、ここで述べたことは、入学試験、就職試験、その他の試験にも当てはまる。したがって、それぞれ、【教育】【雇用】等などの各則で考慮されなければならない。

3、不動産の利用、選挙権の行使、議会の傍聴等

公営住宅等などの入居、選挙権の行使、議会の傍聴等については、法令上に欠格事由が定められている場合もある。これらは国家資格等にかか関わる問題ではないが、法令上の欠格事由として、国家資格等等の問題と同様の側面を有している。

したがって、公営住宅の入居利用制限は【不動産】、議会の傍聴制限や成年被後見人に対する除外規定は【政治参加（選挙等）】の問題として位置付づけられることが適妥当であるが、ここで述べたことにも留意すべきである。

4、民間資格

国家資格等以外にも、民間団体が独自の資格認定を行う場合がある。民間資格においては、法令上で規定されていないためので法令上の欠格事由の問題はないが、内部規定において欠格事由を定めている場合もある。従したがって、上記で述べた類似の課題について、資格試験の実施方法も含めて以上のことを準用するか、【役務】に位置付けるかについて整理した上で対応することが必要である。

第8節 家族形成

~~婚姻・妊娠・出産・養育~~

第1、はじめに

障害者権利条約は、家庭及び家族の尊重について「他の者と平等に、婚姻、家族及び親子関係に係る~~すべ~~全ての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる」「いかなる場合にも、児童は、自己が障害を有すること又は父母の一方若しくは双方が障害を有することを理由として父母から分離されない」ことを締約国に求めている。

本法においても、障害者が家族を形成するという当たり前の生活を確立する~~うえ~~で、家族に関する分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

婚姻、妊娠、出産、養育~~等~~の~~家族形成~~に関わる場面において、障害に基づく差別と思われる事案は多い。

1) 婚姻（婚姻の解消も含む）

婚姻~~は~~について、本来、両性の合意のみに基づいて成立するものであるが、最も多いと思われる事例は、~~障害者や相手方の~~家族や身内からの反対であろう。「障害者と結婚すると不幸になる」「家族に障害者は欲しくない」「どうやって子育てするの」「どうやって授乳するの」「どうやってお風呂に入れるの」「自分の面倒すら見~~ら~~れないのに!」~~等~~など、家族や身内の反対の声に結婚を~~あきら~~~~め~~ざるを得ないこともある。結婚を認めるにしても「子ども供は~~つ~~く~~作~~らない」といった条件を付けられることもある。

こうしたことは、行政の相談窓口や障害者の入所・通所の施設関係者の対応~~に~~中にも見られる。特に、入所中の障害者にとって多くの場合は結婚という生活スタイルの選択肢はない。

さらに、~~たと~~例えば、結婚相談所に入会を申し込~~んで~~みに行~~って~~でも入会申込書を渡してくれない、相談にも~~の~~乗ってもらえず入会を拒否され~~たり~~する。その後、~~幾つかの~~結婚相談所に行~~って~~ても、同じような対応でどの結婚相談所にも入会できないといった事例もある。

障害者本人の婚姻の問題とは側面が異なるが、障害のない兄弟姉妹や身内の結婚式~~等~~などのおめでたい席には障害者だけ招待されないといったこともある。

2) 妊娠・出産

将来の妊娠を心配して、~~また又は~~生理介助に手間がかかることを理由に本人が望まない、あるいは本人に意味を理解させないまま、優生保護法の下で子宮摘出等の優生手術をされた事例が日本にも存在したことはそれほど古い話ではない。~~←障害者に対して、本人が望まないあるいは意味を理解していない不妊手術が、あるいは生理介助の手間を省くための違法な子宮摘出についてだけそのような優生手術がなされる可能性は、現在においても否定はできない。~~

また、妊娠した際に、障害者が親になることへの支援（「産む支援」や「育てる支援」）が用意されていない状況で、「障害者なのに子どもを産む気なのか」と医療従事者に言われ、~~その病院での出産を断られるた~~、「子どもはどう育てられないのだから」と医療従事者から墮胎を勧められる等、聴覚障害のため、コミュニケーションがとれないということを理由に本人の望む出産方法を断られるなどたり、~~そうでなくとも~~、障害者は子どもは産むべきではないという対応を取られることがある。

~~さらには「子どもはどう育てられないのだから」と、医療従事者から墮胎を勧められることもある。~~

3) 養育

A) 母子保健サービス

日本では母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の母子保健サービスが提供されている。

しかし、障害者の場合は、子どもを出産した後に障害者本人には育児はできないと医療関係者や保健師が判断し、本人に子育てに関する適切な情報が提供されないをしてくれないなど等の扱いを受けることがある。また、子どもの予防接種、健康診断、両親学級、育児相談等などに際し、親の障害の特性に配慮されていないため会場を利用できなかつたり、コミュニケーションも取れないまま、適切な情報が提供されないなど、最もサービスを必要とする障害者に届いていないといえる。~~が取れず、適切な情報が提供されないこともあり得る。~~

B) 医療

また、子どもが病気になった場合、病院の入り口の段差等のため物理的に診察室まで行けないとか、聴覚障害があり病院側が適切なコミュニケーションが取れないとして診療が受けられないといった事情のため、利用可能なまた又は適切な対応ができるをしてくれる病院を必死に探し回るといった事態

もある。障害者総合支援法は障害者本人が病気になった場合のことは想定しているものの、子どもが病気にかかった場合における親たる障害者への支援に関する規定はない。

C) 教育

さらに、親は、保育所~~園~~や幼稚園、~~小中学校義務教育や~~、その後の教育の過程で、様々な形で親としての役割を求められる。しかし、こういった場面であれ、親の中には障害者も存在するといったことが想定されていないと言わざるを得ない。障害のある保護者が障害のない保護者と同様の役割を果たすために必要な対応や配慮はほとんどないと思われる。

地域の学校は緊急避難所の指定を受けている場合が多いにも関わらずバリアフリー化が遅れている昔ほどではないにしても、緊急避難所にもなるかもしれない地域の学校ほどバリアフルな公共建築物はないとの指摘もある。~~そういった中で、授業参観にしても、進路相談にしても、PTA活動への参加にしても、障害のある保護者が親としての役割を果たそうとしても、そこには多くの困難が待ち受けている。~~

D) 親権

最後に、親権について触れることにする。~~親に知的障害のある場合の子どもの養育権の問題を取り扱った米国の映画が日本でも有名になったことがあるが、日本においても親に障害がある場合の親権剥奪等の問題が起き得ることを示唆していた。~~

日本においては、親権の剥奪にあたる親権喪失のほか~~他~~、本年4月からは親権の停止制度が導入されている。この問題について開催された法務省委託の「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」では「親権者がその精神上の障害等により子を適切に養育することが著しく困難であるが、それが親権の濫用又は著しい不行跡という現行の親権喪失の原因に該当するとは必ずしもいえないような事案」も含めて検討が行われていた。

これは虐待防止という観点からの改正であ~~確かに、子どもへのネグレクトも含めた虐待防止という観点からは、必要な改正であったと言えるが、その運用の過程で障害者に対する偏見から、障害があるというだけで安易に養育に関する権利が制限されるといった事態が発生した場合には、本法における差別にあ~~たる場合も想定しなければならないところである。__

また、親権の制限には至らないにしても、親に育児能力がないとして、出産直後に子どもを乳児院等に入れられるなど、適切な支援もないまま親子分離がなされることもある。

これらの状況を踏まえると、婚姻、妊娠、出産、養育等の家族形成において、差別が禁止されるべきである。

なお、これらの事項における差別に関しては、性別で限定することなく差別が禁止されるべきであるが、特に差別や不利益を受けるリスクの高い障害女性の実態には留意する必要がある~~特に障害女性が被害を受けやすい傾向にはあるものの、性別で限定することなく差別が禁止されるべきである~~。また、上記内容は、【役務】【医療】【教育】とも内容が重なる内容部分もあるが、この事由に関わる差別が解消されるよう注意を喚起することが肝要であるため、特にこの項目を独立して設けるものべきである。

2、差別をしてはならないとされる相手方

1) 婚姻

婚姻に関して、家族や身内の反対等などの事例が多いことについては、先に述べたとおりであり、深刻な事態を引き起こしていることもは事実である。

しかし、法律が家族関係の有在り方を規制することには慎重であるべきである。身内の結婚等について、身内の立場で意見を述べ、反対することがあるのは障害の有無にかか関わらずあり得ることであり、その理由がどのようなものであれ、それは身内の関係の中で判断され、対応されるべき性格のものである。

そういった中で、家族の反対という言動に対応できる法律としては、障害者虐待防止法があるので、家族の反対に伴う言動が精神的虐待に該当する場合には、同法に委ねるべきである。

しかし、行政の相談窓口であるとか、法律に基づく支援の業務を担当する者、結婚相談や様々ないわゆる「婚活」を支援する企画をする地方公共団自治体や民間事業者については、本節法の対象に含めるのが妥当である。

2) 妊娠・出産

妊娠・出産については、これに関わる医療機関、入所、通所の福祉施設が相手方となる。

3) 養育

養育の分野においては、母子保健サービスの場合はそれを担当する行政部局、子どもの病気の場合は医療機関、保育所園や幼稚園、小中学校義務教育やその後の教育の過程に関わる場合はその設置者及び管理者、親権喪失や停止に関しては、虐待防止や親権の制限に権限を持つ機関が相手方となる。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

1、不均等待遇の禁止

以上の通とおりに、婚姻、妊娠、出産、養育等の家族形成において、上記に述べた相手方（家族等は除外されている）による障害又は及び障害に関連する事由を理由とする不均等待遇は禁止されるべきである。

なお、障害者に対して入所施設や医療従事者が「月経時の介護困難だから子宮を摘出した方が後が楽だ」とか、「障害者は子育てはできない」等の理由で、障害者にいわゆる優生手術を受けさせてきた悲惨な事実については、先に述べたとおりであるが、差別であるかどうか問われる前に、犯罪に該当する場合もあるであろう。

2、不均等待遇を正当化する事由

当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないとされる場合には、総則で述べたとおり、例外として扱われるべきである。

~~例えば、障害女性の妊娠、出産に際して、医療機関が診察を拒否することは差別にあたるが、当該の医療機関にその女性が出産するための設備が備えられておらず、障害女性が安全に出産できない場合には、障害を理由にした診察拒否には当たらないとするのが妥当である。~~

第4、この分野で求められる合理的配慮とその不提供

1、合理的配慮とその不提供の禁止

第2の1でも述べているように【役務】【医療】と重なるが、特にここでの事項に関する合理的配慮は次のようなものがある。

1) 婚姻

A) いわゆる「婚活」での利用可能な情報提供の在り方と企画に参加する際に必要となる障害特性に応じた配慮（例えば、視覚障害者が結婚相談所に行った時に、点字での資料を用意する、~~。~~申込み用紙への記載を代行する、~~。~~企画参加の際には、他の参加者の状況を伝えることができる情報提供者を配置する等）

B) 施設入所中の障害者が婚姻する場合、婚姻後に、居住の場の確保がされるまうすること（~~例えば、入所施設の施設利用者相互の結婚の場合、婚姻後本人たちの希望に反して異なる棟での生活が強いられることなく、家族としての生活が営める住環境の提供される等~~）

2) 妊娠・出産

障害者が子どもの数や出産の間隔について自由に責任をもち、決定するために、個々の障害に応じた避妊や妊娠等に関する情報提供と意思確認が行われること（例えば、知的障害者に対して、医療従事者は手術を行う際に、特に~~不妊手術、人工妊娠中絶墮胎手術~~の場合には、どのような結果になるのかを説明した上で、その説明を理解していること及び手術に同意していることが確認できなければ手術を行うべきではない⇒

3) 養育

障害又は障害に関連する事由により、

- A) 一般に提供される子育て支援や母子保健サービスを利用できない
- B) 子どもが病気の際に医療を受けられない
- C) 保育所や幼稚園、小中学校やその後の教育の過程における親としての役割を果たすことができない
- D) さらには、親権剥奪や親子分離といった事態に陥る

こと等がないように、それぞれの場面において、障害特性に応じた手段、対応、配慮がなされなければならない。＝

~~障害を理由に親権剥奪が行われないようにするために、障害をもつ親が子育てができるように適切に情報提供されること、また、一般に提供される子育て支援を利用できること~~

~~B) 障害を理由に親子分離の強制がされないようにするために、障害をもつ子どもの子育てについて適切に情報提供されること、また、一般に提供される子育て支援を利用できること~~

2、合理的配慮の不提供を正当化する事由

過度の負担については、総則で述べたとおりであり、合理的配慮の不提供が正当化される場合もある。

第9節 政治参加(選挙等)

第1、はじめに

障害者権利条約は、政治的及び公的活動への参加に関し、「障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会」を確保すること、「投票の手續、設備及び資料が適当であり、利用可能であり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること」、「必要な場合には、障害者の要請に応じて当該障害者が選択する者が投票の際に援助することを認めること」等を締約国に求めている。

これは、選挙が民主政治の根幹となっているからである。障害者権利条約は、この分野に特化した差別禁止規定を持たないが、条約上は、あらゆる生活分野における差別を禁止する総則規定の適用が想定されている。

~~本法においても~~このような重要な権利である選挙の意義に照らせば、本法においても、この分野における不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第2、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、差別が禁止されるべき事項や場面

この分野では、特に選挙に関して、選挙権や被選挙権に関わる資格、選挙に関する公的機関による情報の提供、政見放送、投票方法、投票所における物的人的支援等が問題とされる事項である。

2、差別をしてはならないとされる団体や個人の範囲

選挙を含む政治参加に関しては、中央選挙管理委員会、都道府県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会、特別区選挙管理委員会、政令指定都市選挙管理委員会のほか、関係機関がその相手方となる。

第3、この分野で禁止が求められる不均等待遇

~~選挙等~~この分野においても、障害 又は及び 障害に関連する事由を理由とする不均等待遇は、禁止されるべきである。

例えば、選挙権や被選挙権の欠格事由のひとつとして成年被後見人であることが掲げられている。是非弁別の判断能力は心身の機能障害、あるいは能力障害にあ当たると考えれば、これは、障害 又は及び 障害に関連する事由を理由とする不均等待遇に該当することになる。

これについては、不均等待遇の禁止といった面から見て、これを正当化する事由があるのかについて検討する必要がある。現在、これを違憲として選挙権があるこ

との確認を求める訴訟が全国で4件起こされている。これらの訴訟の動向を見て判断される必要がある。

第4、合理的配慮及びその不提供を正当化する事由

1、合理的配慮が求められる場面と具体例

選挙等の分野において ~~関しては~~、政見放送における字幕や手話の付与については、従来と比べると多くの選挙に取り入れられるようになってはきたが、残された課題も指摘されている。点字及び音声による選挙公報等の発行については、必ずしも十分になされているとまでは 言えないと思われる。

選挙葉書による投票整理券や投票用紙等に漢字が使われており知的障害のある人等には意味が分からない場合、投票所まで又は投票所内の移動や情報に係るアクセスが困難、~~な場合~~、入院・入所中や寝たきりで投票所に行けないの障害者の投票の機会も不十分である場合もある等、障害者は、選挙の分野においても障害のない人に比べこのようなバリアに直面しているとの指摘がなされている。

この分野では、障害者に対しのある人に、他の者との平等に基づく政治参加の機会を保障する観点から、~~たと~~例え、以下のような合理的配慮を提供することが考えられる。

1) 投票の機会

- a) 政見放送における手話通訳・字幕の付与
 - ・ すべ全ての選挙における政見放送への手話通訳・字幕の付与
- b) 選挙情報の提供
 - ・ 選挙公報等における視覚障害のある人が必要とする配慮(点字版、テキスト版、音声テープ版等の整備等)
 - ・ 知的障害や発達障害のある人が必要とする配慮(分かり易やすい表現を 用いた ~~工夫した~~もの、振り仮名を付したのもの等)
 - ・ 投票所における知的障害者や発達障害者のための視覚による情報伝達支援(投票用紙の記入ブースに貼ってある候補者名に顔写真を付けるなど)
- c) 投票所のバリアフリー
 - ・ 投票所における段差の解消
 - ・ 車いす利用者が記入できる機の設置
 - ・ 視覚障害者のための点字板又は照明具の設置
 - ・ その他、投票所における障害者の負担を軽減するために利用可能な物理的環境の提供、投票所における手助けや案内等の人的配慮
- d) 投票方法

- ・知的障害者や発達障害者等に分かり易~~やす~~い投票用紙の様式
- ・代理による投票や自宅での投票(郵便による投票を含む)等障害特性に応じた適切な投票方法の整備及びそれを利用するための手続の簡易化等の配慮
- ・代理による投票の際のプライバシーへの配慮
- ・最高裁裁判官の国民審査投票において、視覚障害者のみに負担となることのない投票方法の実施

2) 入院・入所中の投票の機会

- ・投票所への移動の支援、出張による投票、その他投票の機会を確保するための配慮

3) 政策決定過程への参画の機会

- ・国や地方公共団体が実施しているパブリックコメントをアクセスしやすいものにする、また政策に関する公聴会での情報保障を行う等の配慮

2、合理的配慮の不提供を正当化する事由

一般的に合理的配慮の提供が過度の負担を生じる場合は、これを提供しないことが差別には当たらないとされるが、民主制の根幹をなすこの分野に安易に適用すべきではない。

第5、その他の留意事項

1、政治参加

障害者権利条約は、選挙の機会の確保とともに、障害者が国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加することができる環境の整備を求めている。

したがって、政治的活動に関係する団体や政党への参加等に関する障害者への必要な配慮について、各党各会派における真摯な議論が求められる。

なお、言語障害者~~等~~などが言語に代わる文書による選挙活動~~等~~をすることができるよう~~に~~、障害者自身の政治活動についても、同様の議論が求められる。

2、政見放送における手話通訳・字幕の~~付与~~提供

政見放送における手話通訳・字幕の~~提供付与~~については、放送局の人的物的整備、通訳にか~~か~~係る人材の確保等の体制整備が必要であり、また、公職選挙法に関わる事項もあるため、この分野における合理的配慮の実施には一定の期間を要するであろうが、政府及び国会での早急な対応が求められる。__

なお、国会中継等における手話通訳・字幕の~~提供付与~~も政治参加において重要であり、放送局の体制整備が求められる。

3、介助体制

障害に関連する理由で入院・入所している人が、投票の際の介助体制がないことや外出できないこと等により投票できないことがある。在宅の重度の障害者を対象とする郵便による不在者投票の制度も代理記載による投票も可能となっているが、投票に至るまでの手続が煩雑で、実際には適切な支援者がいない場合には利用できないこともある。

このような場合の介助体制について、障害者に対する公的サービスの仕組みとの関連も含め、今後、政府において検討されることが求められる。

4、政治活動に~~おける~~による情報の提供

政見放送のみならず、~~その他の~~選挙演説や日頃の政党主催の講演会~~等~~などにおける手話通訳者や要約筆記者の配置、政党機関誌等による情報提供における点字~~また~~又は利用可能な電子データの提供については、政党の政治活動の自由や公職選挙法の制約があると思われるが、この点についても、各党各会派の真摯な議論が求められる。

第10節 司法手続き

第1、はじめに

司法へのアクセスに関し、障害者権利条約は「障害者がすべての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者と平等に司法手続を効果的に利用することを確保する。（第13条1項）」ことを締約国に求めている。

これは、~~たと~~例え、憲法や刑事訴訟法が被疑者・被告人に黙秘権を初~~始~~めとする様々な権利を付与し、その結果として被疑者・被告人は自己を防御する機会を得ているが、障害者の存在が必ずしも想定されていないため、障害者は、このように一般に与えられている手続上の権利等が実質的に~~は保障さ~~見ると~~与えられていないのと同様な状態が~~結果として裁判を受ける権利そのものが脅かされかねない状況が世界的に存在するからに他ならない。

第2、手続上の配慮

障害者権利条約が、司法へのアクセスに関して「手続上の配慮」を求めているのは、これを欠くことになれば、実質的に見ると、一般に与えられている法的保護を障害者には与えないという、他と異なる取扱いをしたのと同様の結果を生じることになるからである。――

したがって、「手続上の配慮」は、合理的配慮が司法分野に特化された概念であると考えられる。ただ、障害者権利条約が司法分野に特化した表現をとったのは、合理的配慮の例外を示す「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」に該当する場合であっても、適正な手続が求められる司法分野においては、かような抗弁については原則として認めるべきではないという判断があったからである。

~~したがって~~本法においては、司法分野においても合理的配慮という言葉を使用するが、この分野においては、それが手続上の配慮に当たる場合、過度の負担が問題とされるのは権利の性質上原則として適切であるとは言えない。それらを前提として、本法においても不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められる。

第3、この分野において差別の禁止が求められる対象範囲

1、対象となる手続

障害者権利条約上、司法分野において、手続上の配慮が求められる対象として~~は~~、「すべての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）」となって

いる。

この中で、~~例示でも解るよう~~に刑事手続きについては、裁判所が関与する前の捜査段階だけでなく、同条約13条2項において、研修が求められる範囲として摘示してある司法に係る分野に携わる者の中に「刑務官」が含まれていることからすると刑を受け終わるまでが対象範囲となる。

また、~~すべ~~全ての法的手続きとあるので、刑事手続きのみならず、民事訴訟法、行政事件訴訟法、人事訴訟法、民事調停法、家事審判法、少年法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、その他の法律に基づいて裁判所が関与する司法手続き全般に及ぶことになるであろう。

2、差別をしてはならないとされる相手方の範囲

司法手続に関わ~~る~~職責を有する機関や個人は、上記手続に登場する弁護士、警察署、警察官、検察庁、検察官、裁判所、裁判官、刑務所、刑務官、拘置所等であるが、様々な立場を含むものであるから、本法における相手方としてどのように捉えるべきかについては、整理する必要がある。

3、法的保護の対象

本節によって保護される障害者は、上記手続の当事者（~~た~~と例え、被疑者、被告人、原告、被告、受刑者）のほか、証人である場合も含む。

なお、傍聴者は【~~公共的施設~~】の利用者として、物理的アクセス及び情報アクセスのための合理的配慮が求められる。また、裁判員の場合、障害を理由にして就任を拒否されることは不均等待遇に当たる場合もあり、審理への有意な参加が阻害されないためには、【~~情報・コミュニケーション~~】の分野にかか~~る~~合理的配慮が求められる。

第4、この分野で禁止が求められる差別

障害者権利条約上は、「手続き上の配慮」といった形で特化された合理的配慮について言及するだけであるが、司法手続きの分野においても、障害~~又は及び~~障害に関連する事由を理由とする不均等待遇といった事態があり~~え~~得るので、これも含めて、差別が禁止される必要がある。ただ、この分野において実際上最も大きい問題は合理的配慮の不提供の問題である。

第5、合理的配慮が求められる事項や場面

1、刑事手続き（捜査段階）

先に述べた対象手続きにおいて問題となる場面を網羅的に摘示することは困難

であるが、例えば刑事手続きにおいては、主に以下の点が問題となる。

捜査段階では、逮捕理由の告知においては被疑者が何の理由で逮捕されるのか、何を防御して良いのかについて、また、弁護人選任権や黙秘権の告知においてはそのこと自体の意味について、たとえ例えば発達障害者、知的障害者、精神障害者、聴覚障害者、視覚障害者等に正確に伝わらなければ、こういった防禦権の保障は機能しない。視覚障害がある場合には、そもそも逮捕しようとする者が警察官であるのか、令状が発布されているのかさえ、確認できない場合もある。

また、取調べにおいては、聴覚障害者の場合、取調べの段階で手話通訳者が立ち会うとは限らず、筆談等などでは事情が飲み込めないまま取調べが進行し、出来でき上がった調書の意味も正確に理解できないまま署名押捺してしまう可能性がある。視覚障害者の場合、調書の朗読を受けても、書面通どおりに朗読されているのかどうかの確認は出来できない。発達障害者の発することが間違っ受取られることもある。知的障害者の場合、相手方に対する迎合的な性格が強ければ強いほど、質問の内容や意味を理解できないまま、うなずいたり、ハイと答えたりすることが多く、冤罪の要因ともなりかねない。

このような捜査段階での諸手続において、本来刑事訴訟法上被疑者に認められた諸種の防禦権が障害のない者と同様に保障されるための合理的配慮が求められる。

2、刑事手続き（公判段階）

公判段階では、被疑者の供述調書が証拠として取調べられるが、その際、自白の任意性がチェックされることになる。その場合、一般の任意性の判断に加えて、捜査段階での諸手続において、本来刑事訴訟法上被疑者に認められた諸種の防禦権が障害のない者と同様に保障されるための合理的配慮がなされて得られたものであるのかどうかをチェックすることが求められる。――

なぜなら、合理的配慮がないまま取調べがなされたとすると、それは、実質的に刑事訴訟法が被疑者に与えた防禦権が奪われた状態での取調べであるからであり、質問等の意味が分からないままの取調べは、そもそも取調べとは言えないからである。手段としては、ビデオ撮影等などによる取調べの全面可視化の方法等などが検討されるべきである。

また、被告人質問や証人尋問等の手続においては、聴覚障害者の場合、手話通訳によっても、擬声音の表現、過去の仮定、抽象的な概念を伝えることが困難な場合もあると指摘されており、それらが理解されているのかなどの検証をしながら、尋問を進めることが求められる。知的障害者の場合も同様と思われる。さらに、視覚障害者に対し、図面を示したり、証拠物の形状を示しながら尋問が行われても、答えるのは困難でありるので、それに代替する手段が合理的配慮として用意されることが求められる。

さらに、発達障害者の場合、相手の感情や周囲の空気を読み取るのが苦手で、自ら深く反省する気持ちがあってもそれを表現することがうまくできず、裁判の過程での振る舞いがあたかも「反省していない」ように受け取られることもある。普通に会話をしてコミュニケーションをとるということが容易でない知的障害者や発達障害者の話や真意を十分かつ的確に聞きとるための本人と信頼関係が築け、本人の障害特性やコミュニケーションの特徴を把握して適切に対応できる人材を捜査段階も含めて配置し、本人の意思や認識が適正に把握されるための措置が合理的配慮として求められる。

3、刑事手続き（判決）

判決は、宣告により告知されることになるが、裁判官の朗読では意味が伝わらない聴覚障害者には手話通訳、知的障害者等の言葉の理解に困難がある障害者にはその内容を分かり易やすく伝える支援者等などによる伝達、控訴期限内に控訴するかどうかの判断ができるように、視覚障害者の場合には点字で翻訳された判決文を交付すること等、障害の特性に配慮した在り方について検討されることが期待される。

4、受刑又は身柄拘束中の処遇

障害者の中には、介助者の支援を受けて生活する者や日常的に医療的ケアを受けながら生活している者も存在するが、身柄拘束を受けるとそういった日常の支援から切断されることになる。しかしながら、これらの支援は生活を維持する上で、必要不可欠なものであり、拘束されることでこれらの支援が切断されることは、受刑や身柄拘束そのものより、心身の苦痛を伴うものとなる。

このような苦痛は、他の被拘禁者が負担しない不利益であるため、他の被拘禁者と実質的に同等の扱いを行うためには、合理的配慮として、障害のある被拘禁者に対して必要な介助や医療が継続されなければならない。

また、更生プログラム等において、障害のない受刑者に提供されると同質・同程度のプログラムを提供するには、障害の特性に配慮した形で提供される必要がある。

5、民事手続き、その他

以上が、刑事手続きにおいて合理的配慮が必要とされる場面であるが、民事訴訟その他の手続きにおいても、相手方から提出された書面や証拠という情報の伝達や証人尋問や調停等などにおけるコミュニケーションの保障等など、権利の性質に鑑みて刑事手続きに準じた合理的配慮が求められる。

以上の手続き上の合理的配慮に加え、裁判所内での移動、法廷へのアクセス面

での合理的配慮は、【公共的施設】における合理的配慮とも重なる。この場合は手続き上の合理的配慮とは言えなかもしれないが、司法へのアクセスを確保する重要性に鑑み、代替手段も含め可能な限り配慮されることが求められる。

6、合理的配慮の具体例

以上のように、司法手続において障害者に合理的配慮が提供されなければ、障害のない者以上の不利益を被ることにつながる。~~従って~~この分野における合理的配慮として、考えられる主な具体例は以下のとおりである。

1) 情報伝達にかか係る合理的配慮

例えば、判決文、その他の訴訟関係書類の点字化、正当な権限ある者による取り調べや逮捕であることを確認できる方法の確保、逮捕事由、黙秘権、弁護士選任権等の告知が理解し得る形で伝えられるような適切な形での情報提供

2) コミュニケーションにかか係る合理的配慮

例えば、取調べ、証人尋問、本人尋問における手話通訳者、知的障害や発達障害の特性について理解のある人の立ち会いによる通訳支援、外部からの接見、面接時の手話による会話の許可や手話通訳者による通訳、弁護人を専門的な見地から補佐する特別代理人等の選任

3) 処遇における合理的配慮

例えば、刑事施設やその他の収容施設での知的障害や発達障害を含む様々な障害特性に配慮した介助や医療の提供、日課や刑務作業等の処遇、更生プログラムの導入、受刑することの意味を発達障害者が真に理解し内省を深めるための発達障害者の特性に合ったコミュニケーション方法や心理的アプローチ

7、合理的配慮の不提供を正当化する事由

先にも述べてはいるが、司法の分野は私人間の問題ではなく憲法が保障する適正手続に関わる分野であり、問題となり得る権利の性質に鑑みると、原則として過度の負担を問題とするのは適切ではない。

第6、関係者への障害特性等に関する研修等

司法手続において、障害者が差別されることなく、効果的に適正手続きの保障を受けるためには、一連の手続に携わる者が障害特性を含む障害への理解を深めることが不可欠である。~~従したが~~って、本法において、対象となる手続の関係者すべてに対する研修等が求められる。